

総務部長 様

元気づくり総本部長

(公印省略)

個人情報流出事故に係る行政監察結果に対する改善結果等について (回答)

平成29年12月27日付第201700240672号で通知のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

(担当 県民課 中西、田崎 内線7753)

記

1 個人情報流出防止の手引きの充実について

(1) 平成30年1月22日付けで「個人情報流出防止の手引き (以下「手引き」という。)」を改正し、内容の充実を図った。インターネット上や委託業者からの流出等を踏まえた新たな防止対策及び所属長が具体的に取組むべきことを追加し、各所属に対して適正な取扱いの徹底を通知した。

なお、今後も事例を検証して引き続き手引きの改正を行いながら、更なる流出防止策の強化を図っていく。

(2) 個人情報の保管、運搬及び廃棄等について、手引きに注意事項を加えた。

(3) 東部、中部及び西部の県内3か所で、1月29日から2月13日の間に計8回、管理監督者研修を実施し、手引きの改正内容の周知及び適正な取扱いの徹底を呼びかけた。

(4) 職員全体への周知については、策定時の通知や研修以外に、ノーツ掲示板を使って注意喚起する (平成30年2月2日掲示済) など、今後も随時行っていく。

2 研修の充実について

(1) 東部、中部及び西部の県内3か所で、1月29日から2月13日の間に計8回、管理監督者研修を実施した。研修では所属長の責務や役割を明確にし、併せて最近の流出事故の発生の仕組みや具体的な防止策を示し、各所属での実効性のある取組を促した。

(2) 研修を受けた所属長等は、所属内の職員に研修内容を伝達するよう手引きに定めた。また、上記管理監督者研修の職員への伝達状況を、県民課に報告させることとした。

(3) 管理監督者研修において、流出防止のための日頃からの取組として、朝礼等を利用した注意喚起またはミーティング等の活用を改めて周知した。

(4) 毎年実施している管理監督者を対象にした情報セキュリティ研修 (情報政策課と共管) に

ついて、平成30年度からは5月下旬から6月上旬にかけて実施することとし（平成29年度は7月、平成28年度は11月に実施）、研修の効果の実効性を高める。また、研修内容も所属長の責務や役割を明確にし、併せて最近の流出事故の発生の仕組みや具体的な防止策を示したものとする。

(5) 今後は研修への所属の参加状況をしっかり把握することとし、未受講の所属がないようにする。

3 個人情報流出防止のための監査の実施等について

(1) 管理監督者の研修受講状況、管理監督者が職員に対して行っている取組、その他手引きに定められた対策が適切に行われているかどうかについて、平成30年度中に所属に対する監査が実施できる仕組みを検討する。なお、個人情報を取扱う事務を委託した場合は、委託業者に対して適切な対応が行われているかも確認できる内容とする。

(2) 監査の仕組みが整う前でも、(1)に掲げた事項の調査のために県民課が所属に出向き、定期的に実態調査を行うこととする。

4 その他の取組について

(1) 所属で扱う個人情報を把握するために、所属長は個人情報事務取扱登録簿の点検を行うことを手引きに追加し、管理監督者研修で周知した。また、点検結果を県民課へ報告させることとした。

(2) 個人情報流出防止対策強化期間について、個人情報を大量に取扱う所属だけではなく全所属が設定すること及び各所属が強化期間における流出防止対策方針を作成することを、管理監督者研修で周知した。また、これらの取組について県民課へ報告させることとした。